

十和田市キャッシュレス決済導入事業 プロポーザル募集要領

令和 6 年6月
十和田市

目 次

1. 目的	- 2 -
2. 事業概要	- 2 -
3. 提案見積上限額	- 2 -
4. 実施形式	- 3 -
5. 日程	- 3 -
6. 参加資格	- 4 -
7. 失格事項	- 5 -
8. 質疑・回答	- 5 -
9. 応募手続き	- 6 -
10. 審査	- 7 -
11. 契約	- 8 -
12. その他	- 9 -
13. 申込み・問い合わせ窓口	- 9 -

十和田市キャッシュレス決済導入事業プロポーザル募集要領

1. 目的

この要領は、証明書発行手数料等におけるキャッシュレス決済導入事業に係る契約の相手方となる提案事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

十和田市キャッシュレス決済導入事業

(2) 事業内容

「十和田市キャッシュレス決済導入事業仕様書」のとおり

ただし、契約時における仕様は契約相手方となる提案事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 初期導入作業にかかる業務期間

契約締結日から令和6年10月18日（金）まで

3. 提案見積上限額

初期費用及び令和6年10月から令和7年3月までの経常的に要する経費の合計8,963,000円を提案見積上限額（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

ただし、初期費用には、機器調達、設置、設定、操作研修及び稼働開始時立会いに要する費用を含む。また、経常的に要する経費とは、導入する機器の保守料等のこと。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意する

こと。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 日程

公募及び事務手続きに関するスケジュール等は、次のとおりとする。

手 続 き	期 日 等
公募の公告、 関係書類公表、 質問書受付開始及び 応募書類受付開始	令和6年6月5日（水）
質問書提出期限	令和6年6月11日（火）正午まで
質問書に対する回答提示	令和6年6月13日（木） ※市ホームページへの掲載
応募書類提出期限	令和6年6月19日（水）17時まで（必着） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ※応募者多数の場合は、書類事前審査によりあらかじめ上位を 選抜する場合がある。
参加承認（非承認）通知	令和6年6月21日（金）15時半 ※電子メール（同日中に 文書発出） ※不達の場合は同日17時までに提案事業者が市に確認の電話 連絡をすること。
選定審査	日時：令和6年6月25日（火）13時15分から

	<p>場所：十和田市役所本館4階大会議室（プレゼンテーション会場）及び第1～3委員会室（実機デモ会場）</p> <p>1 提案者あたりの持ち時間：50分間</p> <p>1 提案者あたりの参加上限人数：3人</p> <p>❶事業提案書の内容をスライドにしたものを持参し、25分間のプレゼンテーションを行う（終了後、質疑応答5分間）</p> <p>❷審査員は実機デモ会場へ移動し、実機を用いて15分間のデモンストレーション（終了後、質疑応答5分間）</p> <p>※❶から❷を提案事業者ごとに繰り返す</p>
選定結果の通知	令和6年6月27日（木）までに通知（電子メール・文書発出）

6. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件を全て満たしてはならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するものでないこと。
- (2) 応募書類提出時において、本市入札参加有資格者名簿（業種は「物品等」）に登録されていること。
- (3) 応募書類の提出時から本業務委託契約時まで、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年条例第39号）に違反していないこと。
- (7) 市区町村の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ提供サービスが稼働運用中である実績を有している提案事業者であること。
- (8) この要領に規定する内容を遵守できること。

7. 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 上記「6. 参加資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (3) 応募書類の提出期限を守らない場合
- (4) 提出した書類に虚偽又は不正があった場合
- (5) 書類及びプレゼンテーションによる審査にて、正当な理由なく不参加又は時間に遅れた場合
- (6) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合

8. 質疑・回答

- (1) 受付開始日及び提出期限：「5. 日程」に記載のとおり
- (2) 質疑方法：「質問書（様式1）」に必要事項を記載して押印の上、スキャンしたPDFファイルを電子メールにより提出すること。その際、メールの件名は「質問書（社名又は個人名）」とすること。
- (3) 提出先：「13. 申込み・問い合わせ窓口」に記載のとおり
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載（正当な利益を害する恐れがあるものを除く）

(5) その他：提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受け付けしない。

9. 応募手続き

(1) 応募書類

- ア 参加表明書 兼 提案資料届出書（様式2）
- イ 事業提案書（その1～7）（様式3-1～7）
- ウ 誓約書（様式4）
- エ 提案見積書（様式5）
- オ 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- カ その他必要に応じ、市が求める書類

(2) 受付開始日、提出期限及び提出に関する事項

- ア 受付開始日及び提出期限は、「5. 日程」に記載のとおりとする。
- イ 提出方法は、持参又は郵送（簡易書留による）
- ウ 提出先は、「13. 申込み・問い合わせ窓口」に記載のとおりとする。
- エ 提出部数は、紙媒体にて8部（ただし、押印を求めている書類については各1部）とする。
- オ 応募書類の提出に当たっては、この要領及び質問の回答に留意すること。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された事業提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号）に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

るため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。

ウ 提出のあった事業提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

エ 提出された応募書類は返却しない。

オ 提出後における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則として認めない。ただし、市が提出を求める書類についてはこの限りではない。

カ 事業提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

キ 事業提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10. 審査

(1) 審査方法

参加資格要件を満たす者の中から、提出された事業提案書等、プレゼンテーション及び実機デモについて審査する。その上で、最も評価点の高い者を優先候補者とし、次に評価点が高い者を次点候補者とする。

ア 書類事前審査について

(ア) 応募者多数の場合は、書類事前審査によりあらかじめ上位を選抜する場合がある。

(イ) 書類事前審査の結果については、参加承認（非承認）通知にて行う。

イ 選定審査（プレゼンテーション及びデモ機実演）の開催

(ア) 開催日時、場所、持ち時間及び参加上限人数等については「5. 日程」に記載のとおりとする。

(イ) 応募が1者の場合でも選定審査を実施する。

- (ウ) デモ機の準備場所、入室開始時間、プレゼンテーション開始時間等は別途メールで連絡する。
- (エ) 説明に当たり必要とする機器（PC、映像ケーブル、AC電源ケーブル及びデモ機等）や電子ファイルについては、提案事業者が用意すること。なお、プロジェクター、スクリーン及びAC電源については本市が準備する。
- (オ) 採点の合計が同点となる提案事業者が複数あるときは、導入に係る見積価格及び次年度以降のランニングコスト（5年分として換算）の合計金額が低い方を上位とする。
- (カ) 各提案事業者において、得点率が6割に満たない場合は優先候補者・次点候補者としていない。

(2) 審査項目及び配点

「十和田市キャッシュレス決済導入事業プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(3) 選定結果

選定結果の通知は、令和6年6月27日（木）までに十和田市ホームページ上で公表するとともに、選定審査を受けたもの全員に対し、電子メール及び文書により通知する。

1.1. 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。よって、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意すること。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行う。

1.2. その他

- (1) 参加表明後、辞退をする場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) 本募集に係る書類等の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提案事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる提案事業者選定が中止等になった場合でも、全て提案事業者が負担すること。
- (4) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。

1.3. 申込み・問い合わせ窓口

十和田市企画財政部情報政策課 担当 山崎、大久保

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話 0176-51-6711（直通）

FAX 0176-24-9616

電子メール johostarcity.towada.lg.jp（★を@に置き換えてください）